

特許業務法人
清水・醍醐特許商標事務所

内外知的財産権ニュース

2016年12月

米国最高裁判所判決 三星電子 対 アップル

意匠特許に関する米国最高裁判所事件として注目されていた掲記事件の判決が、12月6日付でされました。

連邦控訴裁判所(CAFC)では、アップルは特許法289条(下記参照)に基づき、スマートフォンの正面図部分のみまたはスクリーンを権利範囲とするデザイン特許により三星電子の利益総額(Total Profit)であるUS\$399百万ドルの損害賠償が認められました。これに対し三星電子は、当該デザイン特許はスマートフォン全体をカバーするのではないのであるから、利益総額を認めるのは適切ではなく、賠償額は限定されるべきであると主張して最高裁判所に上告しておりました。

最高裁判所は以下の理由で、裁判官全員一致の意見として連邦控訴裁判所の判決を覆し、差し戻しました。

- ①利益総額の損害賠償を認めている特許法289条における製造物品(article of manufacture)とは消費者に販売される最終製品の場合もあるし、その構成部品にすぎない場合もある。
- ②上記のように製造物品は広い意味を有するので連邦控訴裁判所の(最終製品に限定する)狭い解釈は適切でない。

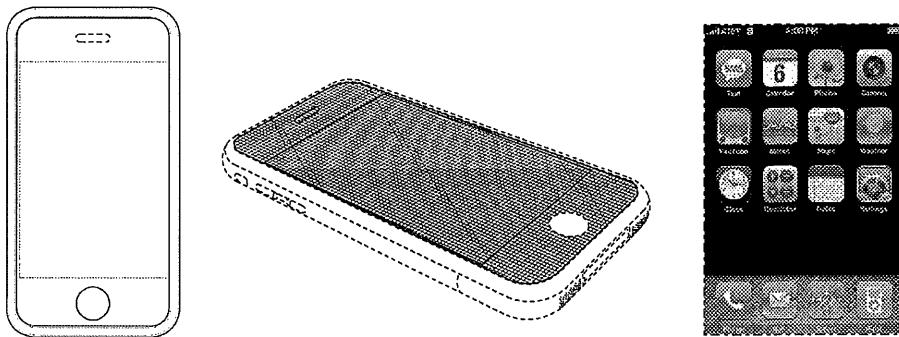
よって本件はまた連邦裁判所において製造物品の意味をめぐって争われることになります。

アップルの権利

D593087

D618677

D604305



参考：

第 289 条 意匠特許の侵害に対する追加的救済

意匠特許の存続期間中に、特許所有者の許諾を得ないで、(1) 販売するための製造物品に特許を付与された意匠又はそれと紛らわしい模造を利用した者又は(2) 当該意匠若しくは紛らわしい模造が利用されている製造物品を販売した、若しくは販売のために展示した者は、その利益総額を限度とし、\$ 250 以上の額を特許権者に支払う責任を負うものとし、その回収は、当事者に対する管轄権を有する合衆国地方裁判所において行われる。

本条の如何なる規定も、侵害された特許の所有者が本法の規定に基づいて有する他の救済を妨げ、減少させ又はそれに異議を申し立てるものではないが、特許所有者は、侵害によって得られた利益を2度に亘り回収することはできない。

以上